

令和 8 年度

県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事
(佐原点々修繕その 2)

特 記 仕 様 書

一般国道 356号 外
香取市 佐原イ 外

千葉県香取土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

- この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工期

- 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日までとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	5 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0 . 7 8
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ） 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日： 3 9 日間／年間

ロ） 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数： 8 日間／年間
（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 3 条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作 業 区 分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工種

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 工事中の安全確保

- 工事の施工にあたっては「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 工事実施期間中、交通誘導警備員を配置するものとする。なお、国道工事中に配置する交通誘導警備員は有資格者を 1 名以上配置すること。

3. その他、資材の搬出・搬入時は、行動の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 工事支障物件

工事の施工に際し、地下埋設物等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。管理者不明のものがある場合は、監督員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。地下埋設物件に損害を与えた場合は、監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

第6条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

- 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。
- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
 - 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生するAs殻・Co殻は、香取市与倉309、片道運搬距離5.4kmの片野建設

(株)へ運搬し処分するものとする。また、発生土は片道運搬距離 12.2 k mの荒北置場に運搬し処理するものとする。なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。

第 2 章 材 料

第 7 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
アスファルト混合物	○			事前審査制度の認定混合物を除くものは検査を行う

第 8 条 アスファルト混合物（瀝青材料）

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
基層・表層	4 0 ～ 6 0	車道部
歩道舗装	6 0 ～ 8 0	

第 3 章 施 工

第 9 条 アスファルト舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

車道表層	再生密粒度アスコン（2 0） 再生密粒度アスコン（1 3）
車道基層	再生粗粒度アスコン（2 0）
歩道表層	再生細粒度アスコン（1 3）

2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

3. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないよ

うにしなければならない。

4. 受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
5. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10 cm以下となるようまき出さなければならない。
6. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
7. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が 湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
 - 1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
 - 2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
 - 3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
 - 4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
 - 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
 - 6) 混合物の転圧延長が10m以上にならないようにする。
8. 5℃以下で施工する場合は、本条第7項の規定によらなければならない。
9. プライムコートの使用量は1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/㎡とする

第4章 そ の 他

第10条 舗装台帳

舗装台帳を監督職員の指示により作成し、工期末迄に提出すること。

第11条 アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物を処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

- a) 受け入れ場所 千葉県山武郡横芝光町曾根合77
丸源起業(株)
片道運搬距離30.2 km

- b) 受け入れ時間 8時00分～16時00分
- c) 受け入れ条件 運搬に先立ち発生排水のPH及び鉛の分析試験を行い、受け入れ条件の確認を行うこと。

第12条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

第13条 債務負担行為に係る契約の前金払いの特則

本工事は、「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、契約初年度は、前金払等の支払い請求ができない。

第14条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用（不要項目に二重取消線）
第2－1条	電子納品	・ 該当する（副本登録する） ・ 該当する（副本登録しない）
第2－2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2－3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	・ 該当する ・ 該当しない
第2－4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2－5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2－6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2－7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2－8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2－9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2－10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する ・ 対象工種 ・ 該当しない
第2－11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない